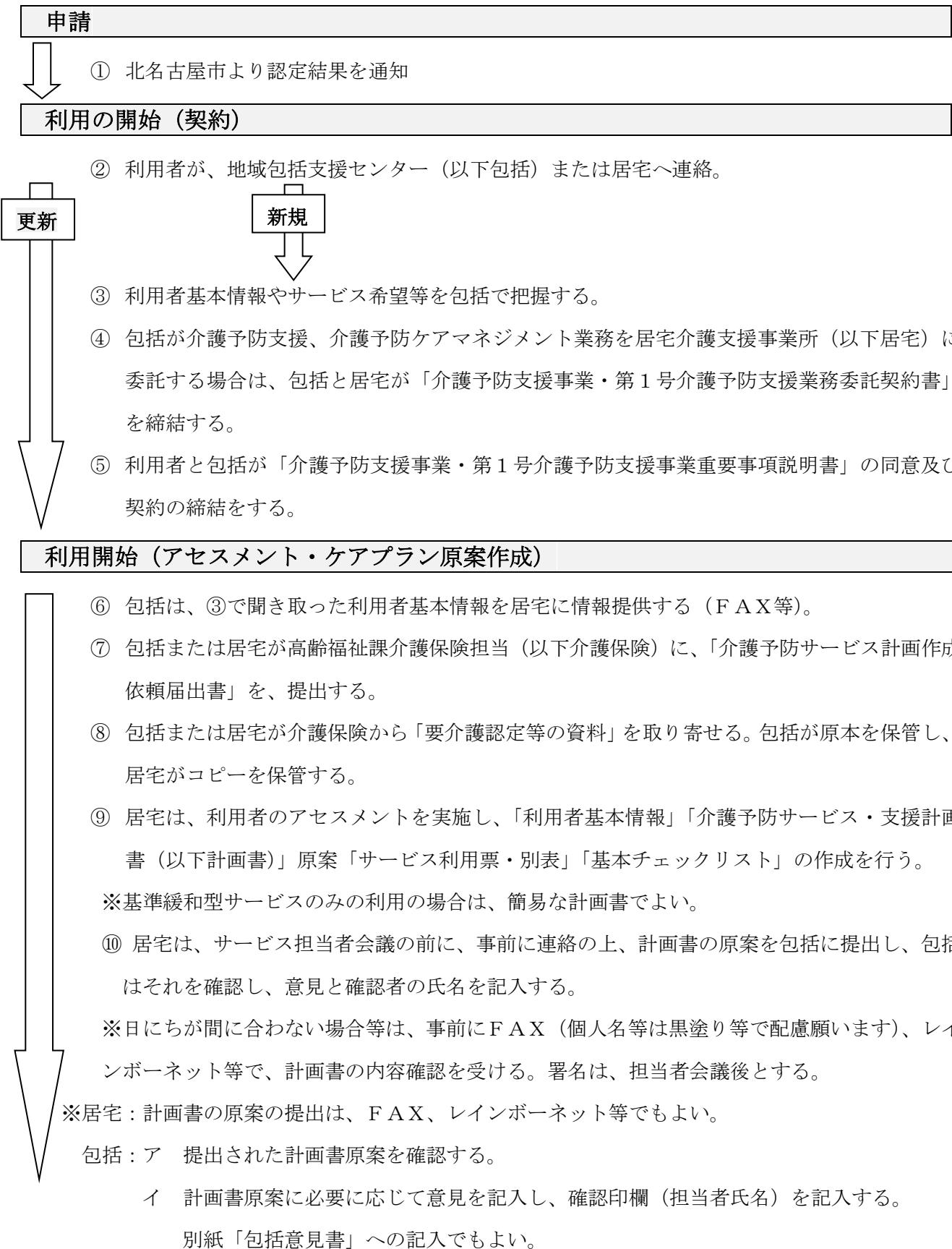


「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れ

(令和4年10月改訂版)



ウ FAX、レインボーネット等にて居宅に計画書原案又は「包括意見書」を渡す。

居宅：担当者確認済の計画書原案を受け取る。「包括意見書」の場合は、計画書原案に添付する。

※緩和型を積極的に取り入れる。従来型を利用する場合、総合事業訪問型・通所型サービス状態像の目安チェック表（以下目安チェック表）を提出する。

※目安チェック表は、従来型サービス利用開始時、計画書見直し時に包括に提出する。

※緩和型が適正と思われるケースについては、計画書の修正を依頼することがある。

⑪サービス利用票・別表の原本は、サービス実績提出までに、包括へ提出する。

⑫通所緩和型サービスを利用の場合、基本チェックリストを6か月ごとに行い、サービスの継続の必要性の判断を行う。（詳細は「通所緩和型サービスの見直し」を参照）

サービス担当者会議

⑬サービス担当者会議の開催⇒開催日時を包括に連絡する。

（包括として初回は必ず出席。プラン継続・プラン変更の場合は、原則として包括担当者の出席はなしとする。ただし、困難ケースや居宅から依頼がある場合は出席することもある。）

※計画書の期間は、認定有効期間内とする。

例：認定有効期限が4年の場合は、状態の安定が見込まれる場合は、担当者会議の合意をもって最長4年としてもよい。

※計画書の評価は、1年毎に行い、評価表を作成すること。

※計画書は、評価表にて変更があった時・認定更新時に作成すること

※経過記録・評価表の原本は包括へ提出する。

※担当者会議で、計画書を大幅に変更した時は、記載内容を修正後、再度内容確認と署名を受ける。

ケアプラン・利用表 交付

⑭利用者に「計画書」を説明し、署名いただき交付する。「サービス利用表・別表」を説明し、利用者の確認を得て交付する。確認を得たことを支援経過記録に記載する。

⑮「利用者基本情報」「計画書」「基本チェックリスト」の原本、「サービス利用票・別表」の原本またはコピーを包括に提出する。

⑯介護サービス事業者に「計画書（写）」・「サービス提供票・別表」を交付する。

サービス利用開始

⑰予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する。

⑱「介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（以下経過記録）」を作成する。

モニタリング・評価

⑯モニタリングは自宅訪問や電話、通所事業所等への訪問による状況確認を行い、3か月に1度は自宅を訪問する。

- ・3～6か月に1回、計画の達成状況について評価を行う。

毎月提出のモニタリング表を、包括に提出することで中間評価としてもよい。

認定有効期間の終了時・計画書の変更時には「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表（以下評価表）」を提出。

⑰居宅は、次の計画書作成前に「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表（以下評価表）」「支援経過記録表」を包括に提出する。

〈認定期間の終了時・計画書の変更時について〉

包括担当者は、提出された内容についての確認と意見を記入する。評価表右下のチェック項目も記入する。原本は包括で保管し、コピーを居宅に返却する。

※今後の方針について必要な場合は、関係者と連絡・相談を行う。

サービス継続の場合、アセスメントに戻る

実績・委託料請求

- ・サービス事業者と前月の利用実績について確認する。

⇒毎月5日までに「サービス利用票・別表（コピー）」に実績を入れて包括に提出する。

（ゴールデンウィークや、年末年始等休みが続く場合は、日にちを変更する場合あり。）

- ・毎月10日までに前月の利用実績の「委託料請求書」を包括に提出する。

（10日が土曜・祝日の場合は前日、日曜日の場合は翌日まで）

〈契約終了時の報告について〉

○契約終了時は、包括担当者に連絡する。未提出分の経過記録と評価表を提出する。

【略称】地域包括ケア推進室→推進室

地域包括支援センター→包括

居宅介護支援事業所→居宅

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表→評価表

【説明】介護予防支援→要支援1、2の認定を受けた方のうち、予防給付を利用する方

介護予防ケアマネジメント→事業対象者、要支援1又は2の認定を受けた方のうち、介護予防・

日常生活支援総合事業のみを利用する方

【書類別提出方法】

書類様式	略称		提出時期
利用者基本情報		原本 (署名のある もの)	初回 状態変化時
介護予防サービス・支援計画 書 基本チェックリスト	計画書	原本 (署名のある もの)	初回 プラン変更時 プラン継続時
介護予防支援・介護予防ケア マネジメント（第一号介護予 防支援事業）サービス評価表	評価表	原本	1年ごとの見直し時 サービス終了時 サービス変更時 計画書の期間終了時
介護予防支援経過記録（サー ビス担当者会議の要点を含 む）	経過記録	コピー	サービス終了時（未提出分） プラン継続時（未提出分） プラン変更時（未提出分）
サービス利用票・別表		原本・コピーど ちらでも可能	前月まで（当月実績提出時でも 可）
モニタリング表（A4）		コピー	実績提出時
総合事業訪問型・通所型サ ービス状態像の目安チェック 表	目安チエ ック表	原本	従来型サービス利用開始時 計画書見直し時、従来型サービ スを継続するとき
委託料請求書		原本	毎月10日まで

〔問い合わせ先〕 〒481-8501 北名古屋市熊之庄御舎60番地

北名古屋市役所 東庁舎 高齢福祉課 地域包括ケア推進室

TEL (0568) 22-1111 FAX (0568) 26-4477